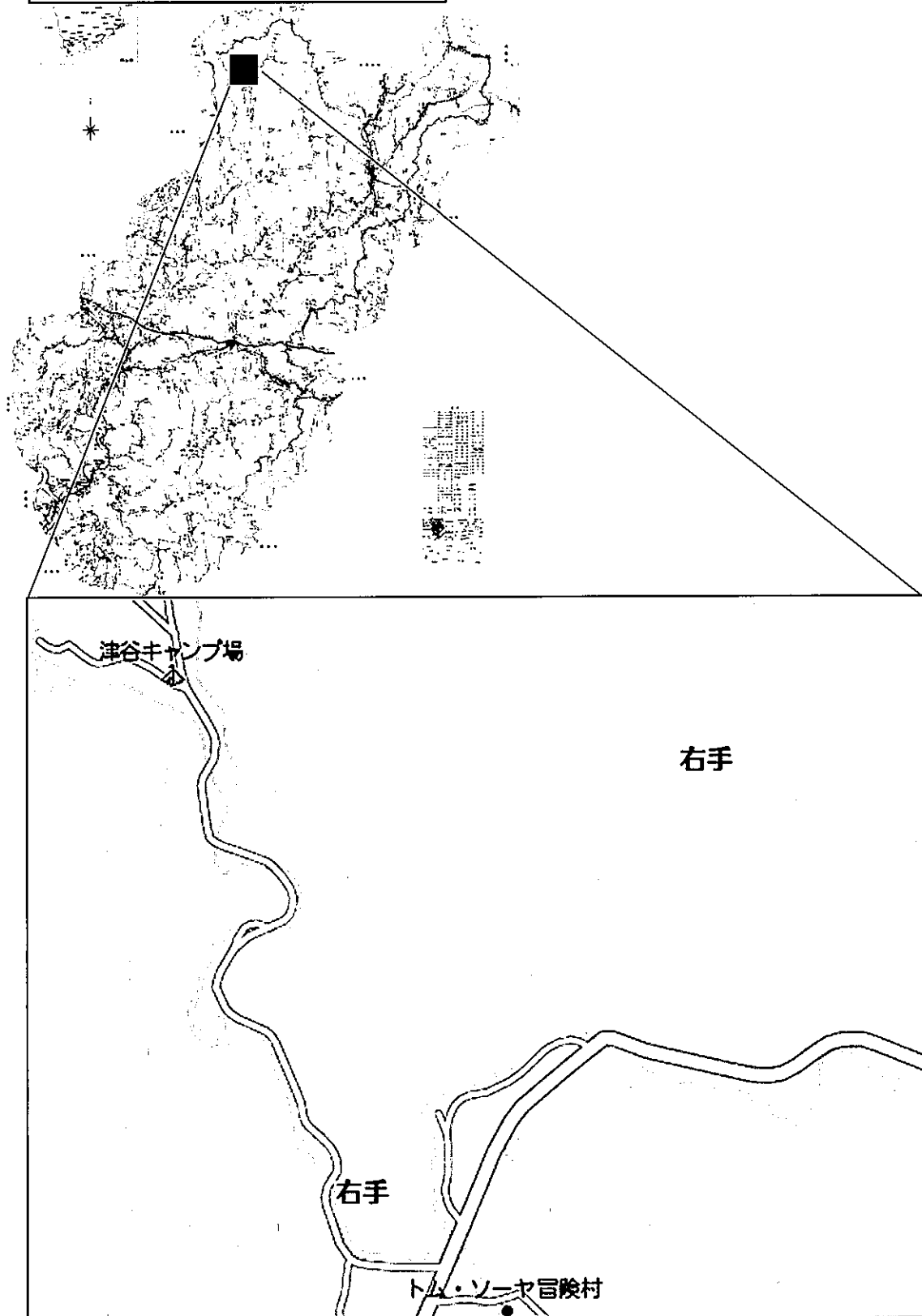
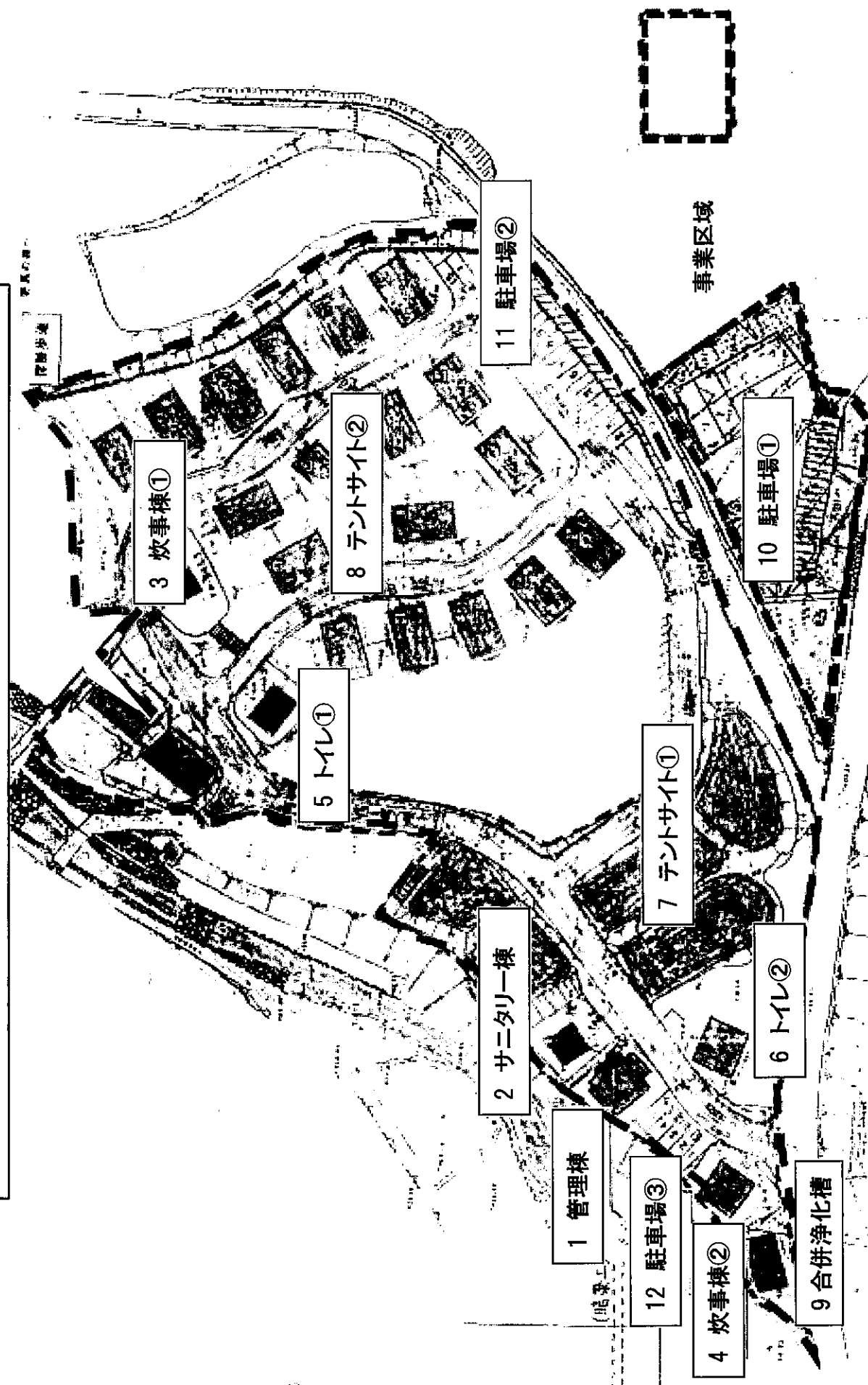


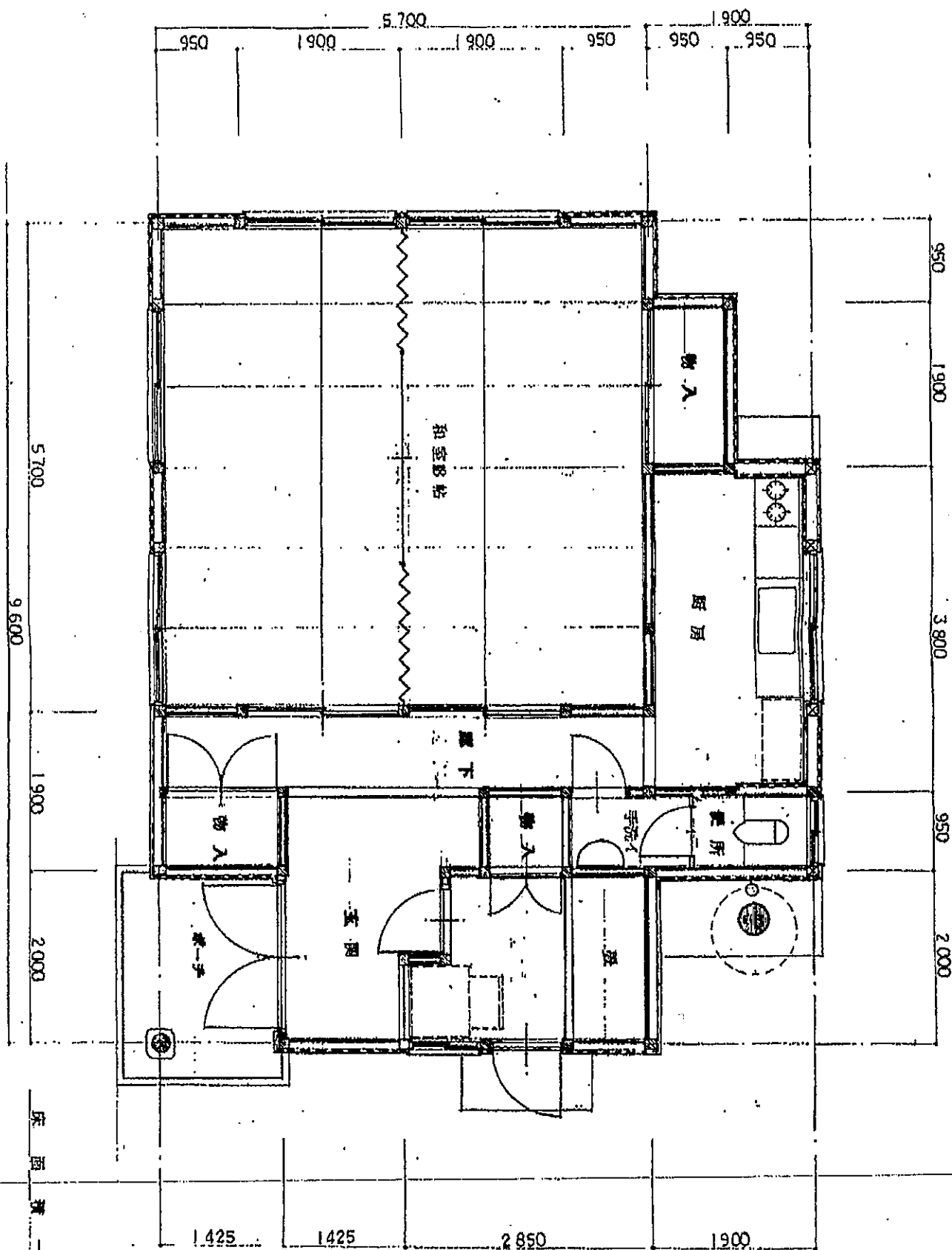
資料 1 位置図



資料 2 事業区域図・施設配置図



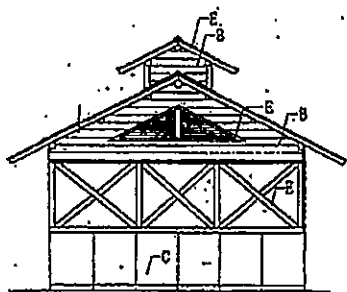
1 管理棟



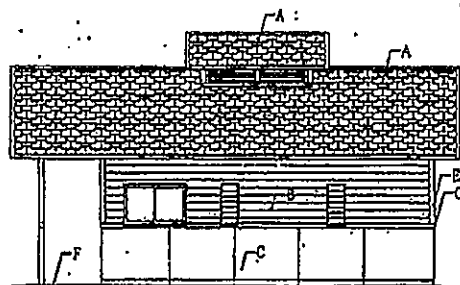
床面積 — 62.7^{M2} (18,951)

7600

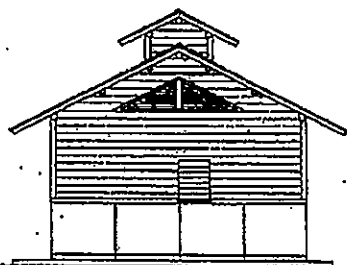
2 サニタリー棟



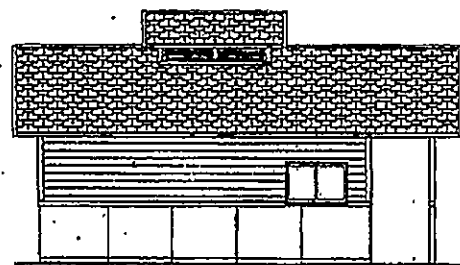
東立面図 1:100



北立面図 1:100



西立面図 1:100



南立面図 1:100

凡 例

A	所収(表)の1号、アスファルトルーフィング222A おろべストアーパニー
B	アスファルトフェルト222A、厚さ15mm、モリダコール張り
C	アスファルトフェルト222A、厚さ15mm、モリダコール張り
D	モルタル塗料、厚さ1200~1250
E	木部 モリダコール張り
F	モルタル塗料、厚さ1200
G	アルミ板、厚さ1200、5mm
H	
I	
J	

建築設計

9610

津谷野営場 整備工事

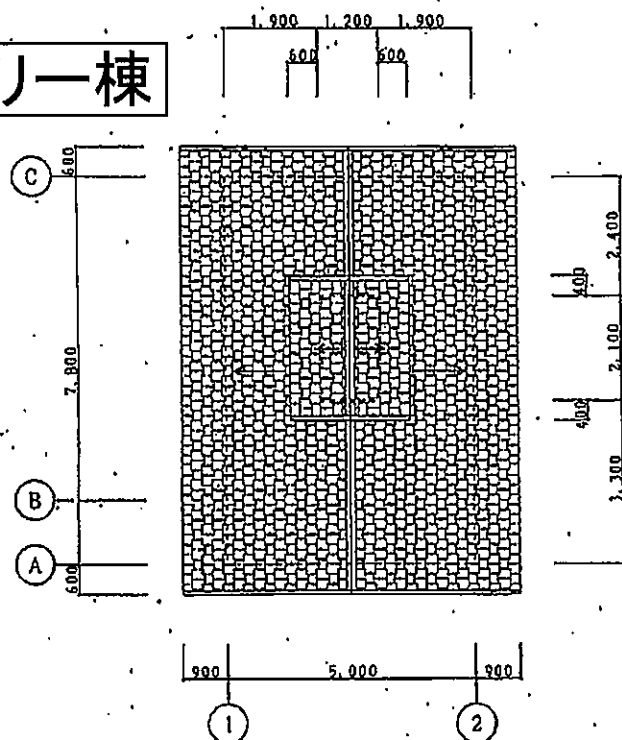
サニタリー棟

平面図・屋根伏図・立面図

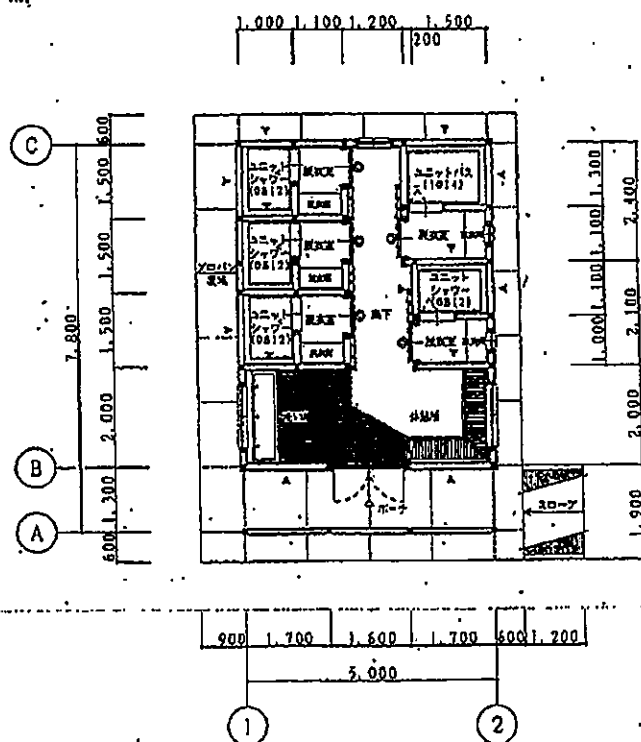
1:100

06

2 サニタリー棟



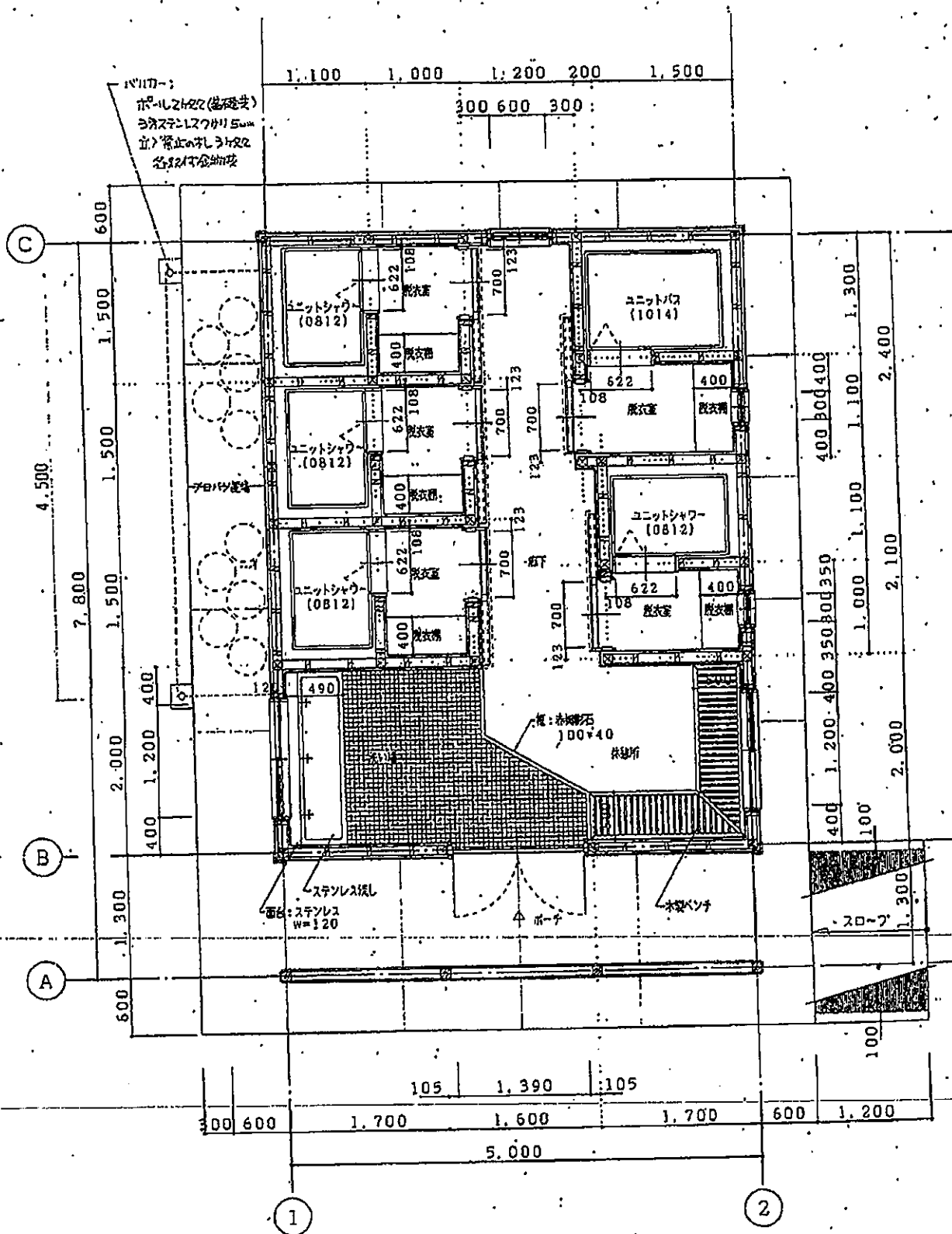
屋根伏図 1:100



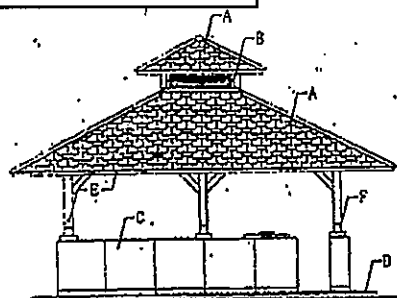
平面図 1:100

- 窓名札を決す
窓名札…脱衣室, 大小共 210×210
ピクトサイン (合成ゴム)
- ◀ 桧建い

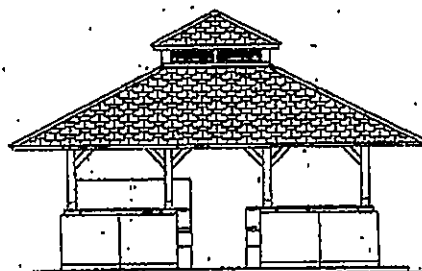
2 サニタリー棟



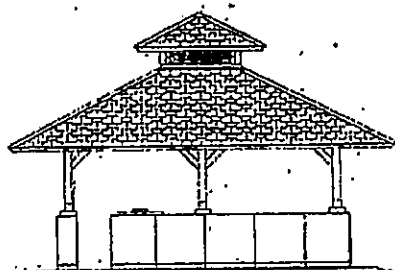
3 炊事棟①



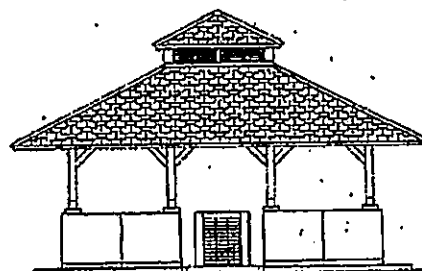
東立面圖 · 1:100



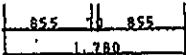
北立面图 1 : 1.00



西立面图 1:100



南立面图. 1:100

記 号	① AG	数量	2	② AG	数量	2
品 名	ガラリ					
図 面	① AG					
						
	② AG					
						
位 置	廊下				見込	70
材 質	アルミ					
仕 上	カラー					
説 明						
備 考	付属金物一式水切、内外共アルミアングル 内部固定用戸（ステンレスネット）					

凡 例

A	新築 (特) 15. アスファルト・フイリング22mm カラーベスト・パーニッシュ
B	アスファルト・フェルト22mm. 杉板15mm厚. キシラダコム20
C	ラタリート・自然石15 (板面20). 畳1200×1350 アクリル系接着剤
D	モルタル土床. 0.120×1000×1350
E	木床 キシラダコム20
F	畳2: 押入60. 50工
G	
H	
I	
J	

.9610

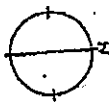
浮谷野営場 整備工事

炊事棟 ①

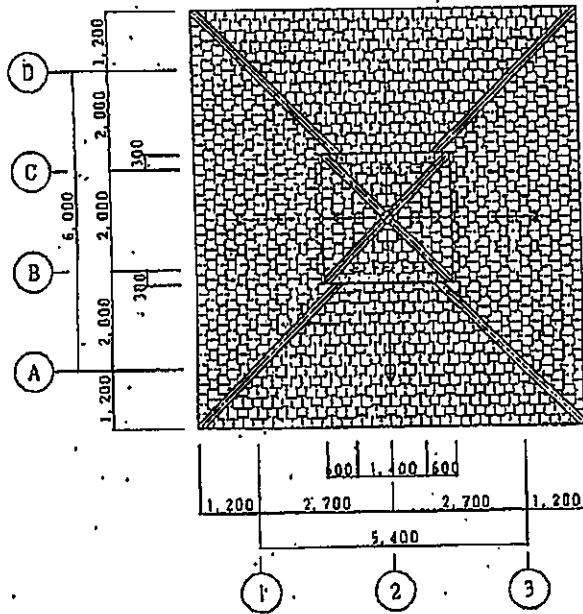
平面圖·屋根伏圖·立面圖·建具表

1:100

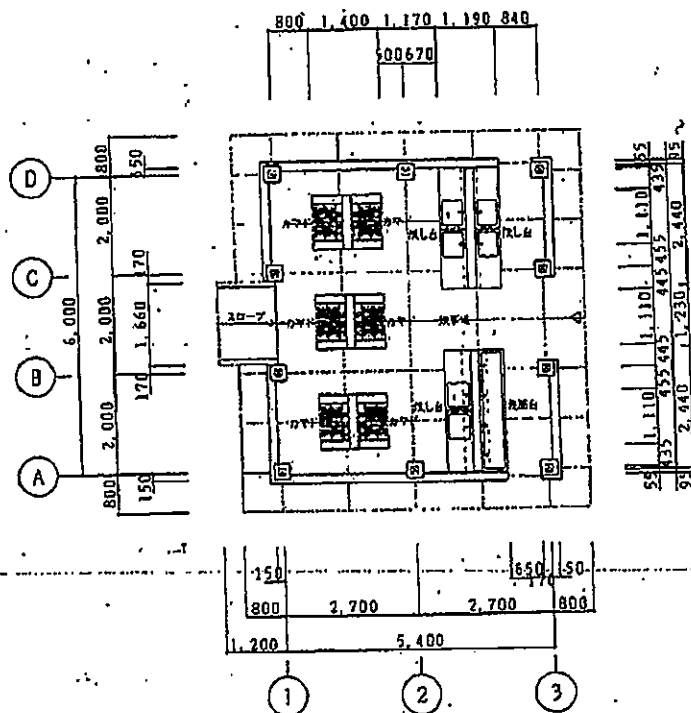
1:50



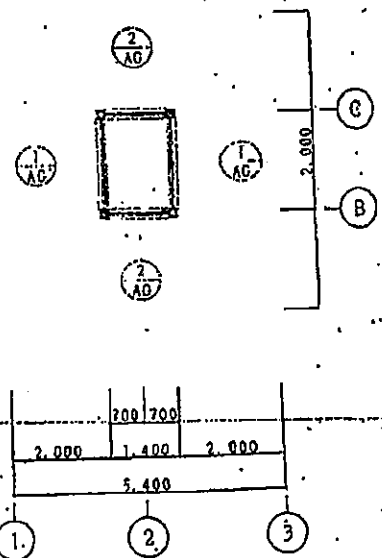
3 炊事棟①



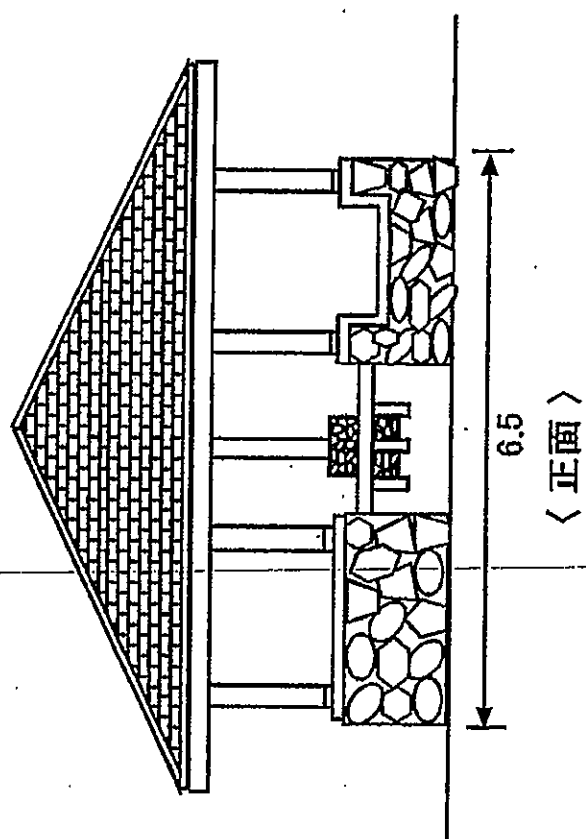
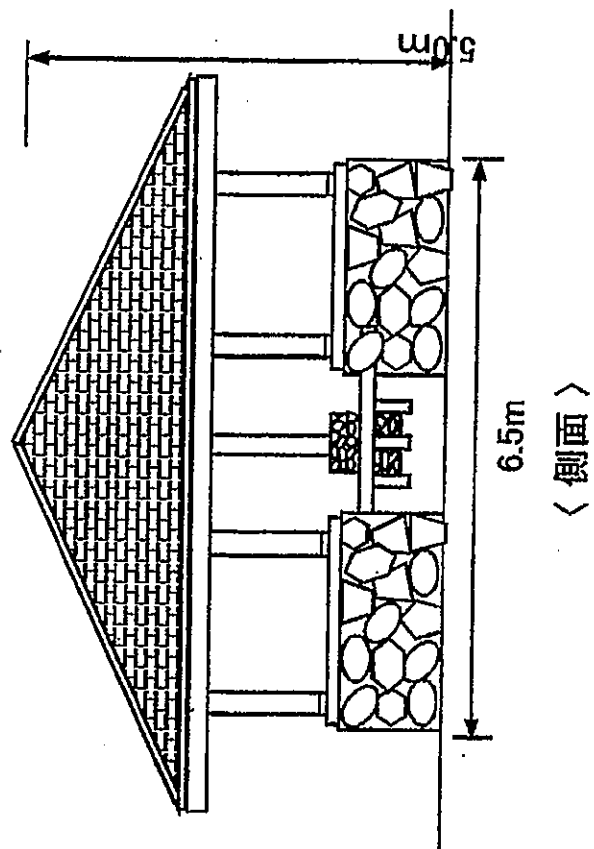
屋根伏図 1:100



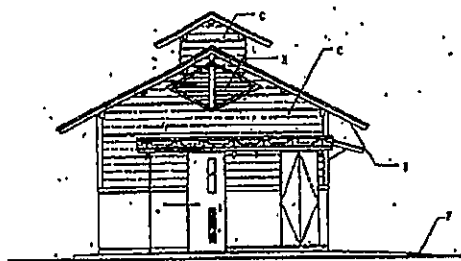
平面図 1:100



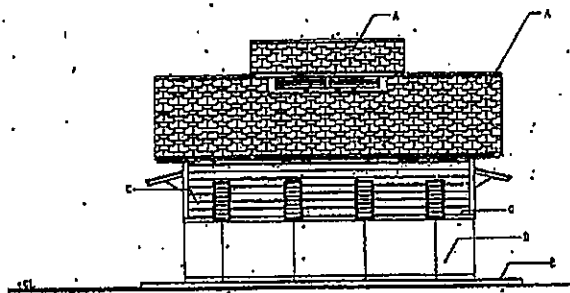
4 炊事棟②



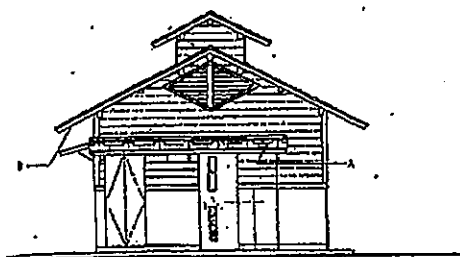
5 トイレ①



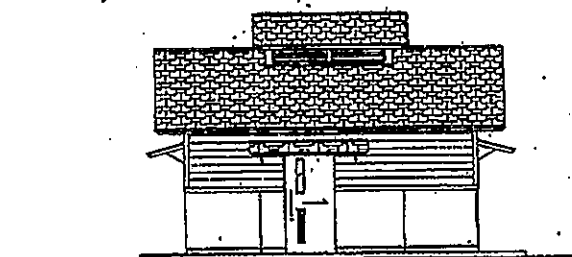
北 立面図 1:100



東 立面図 1:100



南 立面図 1:100



西 立面図 1:100

<凡例>

記号	寸法・材質
A	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨
B	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨
C	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨
D	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨
E	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨
F	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨
G	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨
H	2000(巾)×2250(高)×20(厚)の鉄板(鋼板)×40(厚)の鉄骨

9610

津谷野営場 整備工事

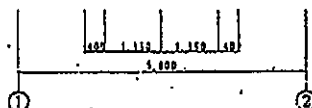
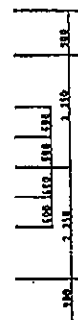
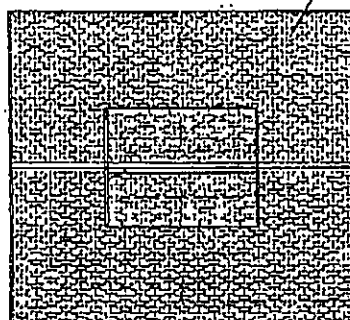
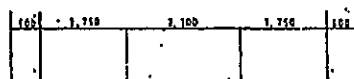
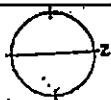
トイレ棟 ①

平面図・屋根伏図・立面図

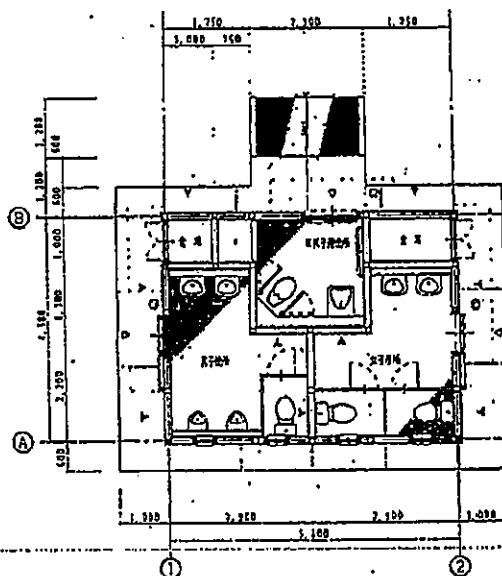
1:100

13

5 トイレ①

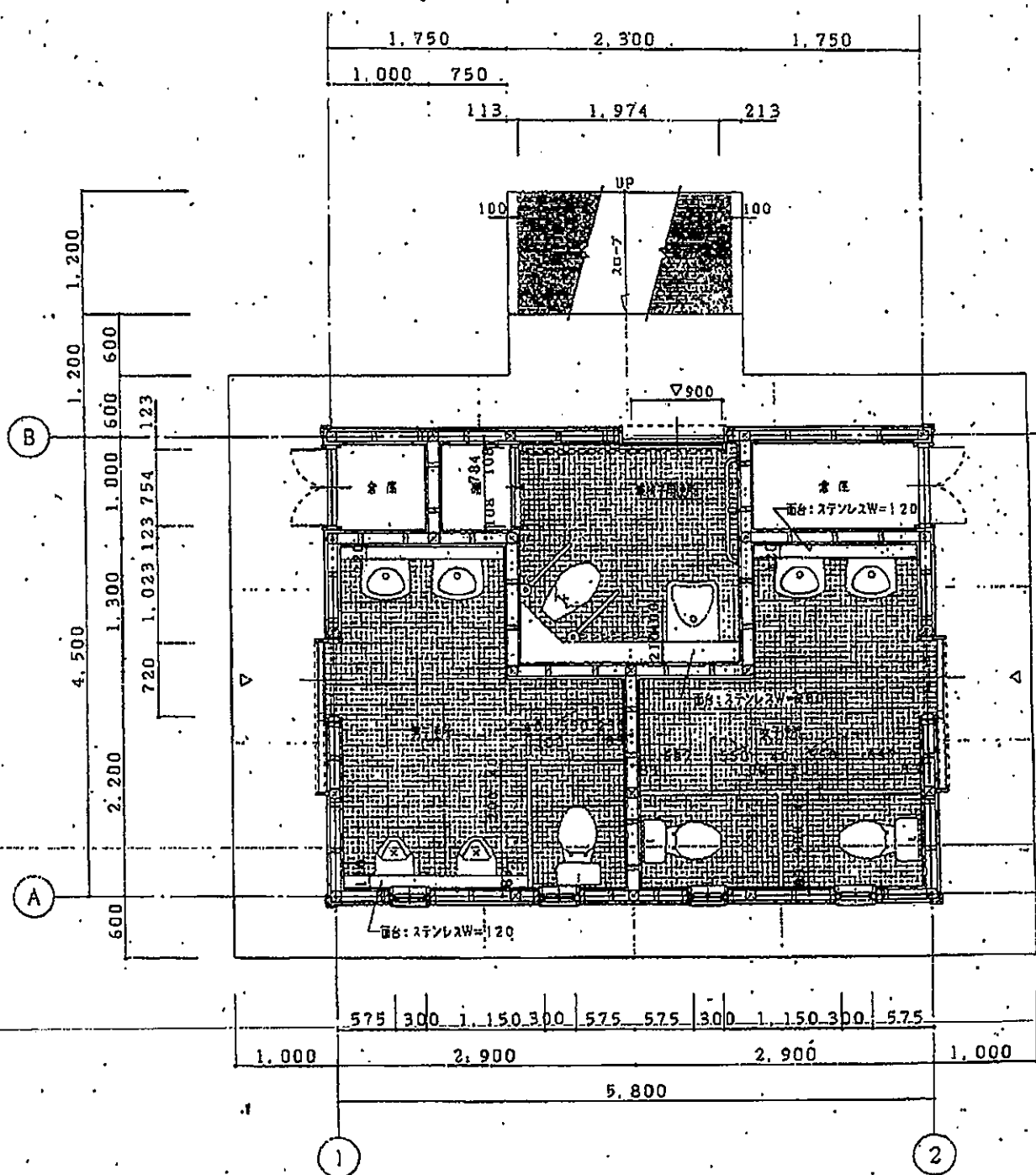


断面図 1:100

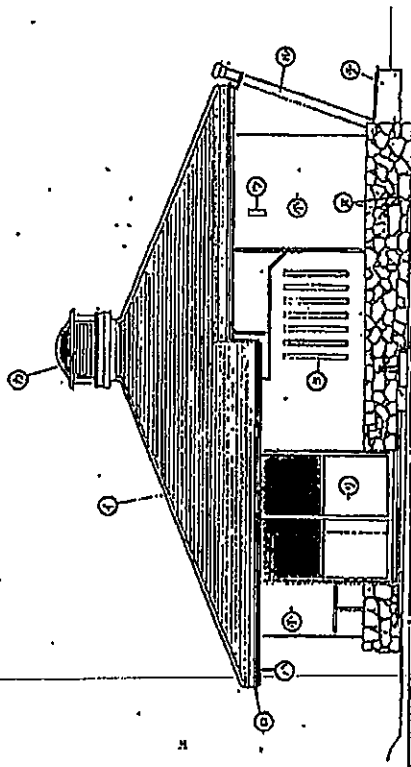


平面図 1:100

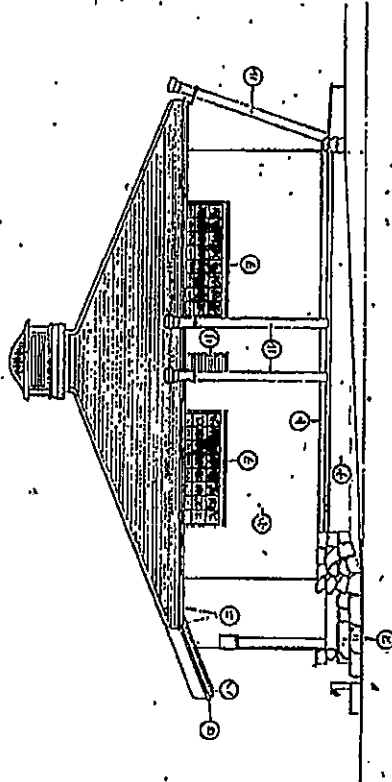
2001.11.11
11.11.11 11.11.11
11.11.11 11.11.11
11.11.11 11.11.11



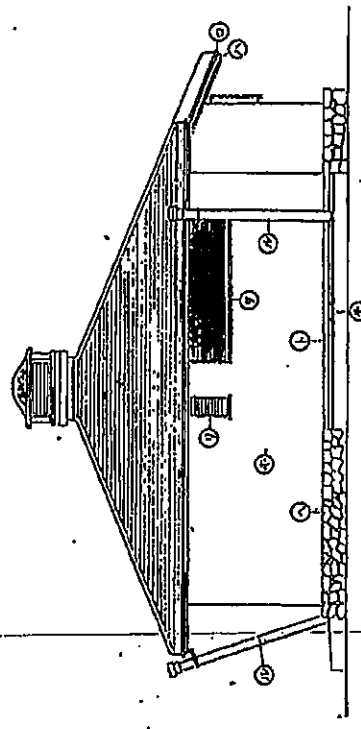
6 トイレ②



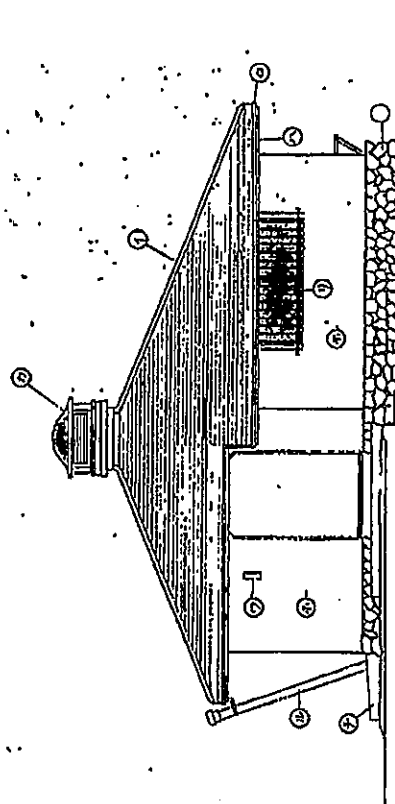
正面図 1:50



側面図 1:50



背面図 1:50



側面図 1:50

①	トイレ建物の外観	⑥	屋根瓦葺	⑩	排水パイプ 150φ 7m
②	水栓 150-200mm ④mm	⑦	トイレに接続した	⑪	排水パイプ 200/150
③	排水パイプ 150-200mm	⑧	排水パイプ 200/150	⑫	トイレに接続した
④	排水パイプ 150-200mm	⑨	排水パイプ 200/150	⑬	トイレに接続した
⑤	排水パイプ 150-200mm	⑩	排水パイプ 200/150	⑭	トイレに接続した

①	トイレ建物の外観	⑥	屋根瓦葺	⑩	排水パイプ 150φ 7m
②	水栓 150-200mm ④mm	⑦	トイレに接続した	⑪	排水パイプ 200/150
③	排水パイプ 150-200mm	⑧	排水パイプ 200/150	⑫	トイレに接続した
④	排水パイプ 150-200mm	⑨	排水パイプ 200/150	⑬	トイレに接続した
⑤	排水パイプ 150-200mm	⑩	排水パイプ 200/150	⑭	トイレに接続した

①	トイレ建物の外観	⑥	屋根瓦葺	⑩	排水パイプ 150φ 7m
②	水栓 150-200mm ④mm	⑦	トイレに接続した	⑪	排水パイプ 200/150
③	排水パイプ 150-200mm	⑧	排水パイプ 200/150	⑫	トイレに接続した
④	排水パイプ 150-200mm	⑨	排水パイプ 200/150	⑬	トイレに接続した
⑤	排水パイプ 150-200mm	⑩	排水パイプ 200/150	⑭	トイレに接続した

番号	備品名	設置場所	購入額	購入年月日	メーカー	型式	製造番号	製造年
00001	掃除機	管理棟	31,104	2016/5/20	東芝	VC-PG312S	5112008	2015
00002	ステンレス流し台	管理棟外						
00003	木製事務机 2個	トイレ棟(下)						
00004	事務イス	管理棟			TOHO			
00005	冷凍冷蔵庫	管理棟			シャープ	SJ-23TE	30057917	2001
00006	電子レンジ	管理棟	10,584	2018/5/7	ユアサプライムス	PRE-650HFT	1003Y38 Y003587	2018
00007	食器棚	管理棟						
00008	ガステーブル	管理棟			パロマ	IC-3100CF		
00009	キーBOX	管理棟				NEOX		
00010	引戸スチール書庫	トイレ棟(下)			ITO			
00011	全自動洗濯機	管理棟外	32,000	2021/3/31	東芝	AW-45M9(W)		
00012	ガラス引戸スチール書庫	トイレ棟(下)			ITO			
00013	開戸スチール書庫	トイレ棟(下)						
00014	テント 9張	トイレ棟(下)						
00015	一輪車	物置小屋						
00016	アルミハシゴ	物置小屋						
00017	芝刈り機	トイレ棟(下)			共栄社	GMR540H	10143	
00018	コンポスト	物置小屋						
00019	伸縮式高枝鋸	物置小屋			musashi			
00020	飯盒(40ヶ)	勝田支所						
00021	自走式草刈機	トイレ棟(下)	217,379	2023/1/6	緑オーレック	スパイダーEP SP852AF		
00022	屋外Wi-Fi機器	シャワー棟	358,930	2023/1/31	PicoCELA(株)	PicoCELA PCWL-0410		

資料 5

施設等の維持管理に関する業務基準表

指定管理者は、施設の機能を維持するとともに利用者が快適に施設を利用できる環境を提供すること。業務については施設管理マニュアルを作成し、それに基づいて管理を行うこと。点検等はできる限り利用者の妨げにならないように実施すること。また、点検結果等については書面にて記録を残すこと。

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容	
植 栽 管 理 業 務	樹木等管理	区域内	利用者の施設利用と安全性を確保しつつ、清掃、病虫害駆除、施肥、剪定、刈り込み、草刈、花壇管理、除草等、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び行うこと。草刈及び樹木の管理のための植栽管理計画書を毎年4月末までに作成し、承認を得て実施すること。	
清 掃 管 理 業 務	清掃管理	管理区域内及び関係施設	清掃 消毒	随時 適宜
	害虫駆除	施設内	害虫発生予防及び駆除	必要都度
保 守 点 検 業 務	浄化槽維持管理	浄化槽設備	保守点検 清掃 法定検査	基準回数以上 1回／年 1回／年
	自家用電気工作物保安	受配電設備	外観点検及び機械測定等(月次) 外観点検及び機械測定等(年次)	6回／年 1回／年
	消防用設備等保守点検	自動火災報知設備一式 消火器	総合点検 機能点検	1回／年 1回／年
	ポンプ類設備保守点検	ポンプ類設備	外観点検、観察点検及び機械測定等	1回／年
警備業務	巡回警備		巡回警備	随時
日 常 巡 回 点 検	日常巡回点検		利用者の安全を確保するため、日常点検を行うこと。	
ご み 処 理 業 務	ごみの集積及び処理			随時

資料 6

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報の重要性を認識し、基本協定による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、基本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定の期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても基本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第4 指定管理者は、基本協定による事務を処理するための個人情報を自ら取扱うものとし、美作市の承諾がある場合を除き、第三者に取扱わせてはならない。

(収集の制限)

第5 指定管理者は、基本協定による事務を処理するための個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 指定管理者は、美作市の指示又は承諾があるときを除き、基本協定による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡ししてはならない。

(複写等の禁止)

第7 指定管理者は、美作市の指示又は承諾があるときを除き、基本協定による事務を処理するために美作市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(適正な管理)

第8 指定管理者は、基本協定による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

資料 6

(資料等の返還等)

第 9 指定管理者は、基本協定による事務を処理するために美作市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、基本協定の終了後直ちに美作市に返還し、又は引渡し、若しくは破棄するものとする。ただし、美作市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第 10 指定管理者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに美作市に報告し、美作市の指示に従うものとする。基本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査)

第 11 美作市は、指定管理者が管理業務の実施に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時に立入検査をすることができる。

(指定の取消し及び損害賠償)

第 12 美作市は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、指定の取消し及び損害賠償の請求ができるものとする。

資料7

津谷キャンプ場 利用者数

【人数】 (単位:人)

年度	R6		R7	
	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り
大人	1,160	126	942	97
小人	364	74	416	39
幼児	173	19	122	1
小計	1,697	219	1,480	137
利用者合計	1,916		1,617	

【組数】 (単位:組)

年度	R6		R7	
	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り
組数	589	93	418	49
組数合計	682		467	

津谷キャンプ場 収支状況

単位:(千円)

年 度		R7	R6	R5
収 入	指定管理料	1,485	1,485	1,485
	利用料金収入	2,952	3,112	4,164
	事業収入	4	289	366
	その他	2	1	0
	計	4,443	4,887	6,015
支 出	人件費	2,505	2,422	2,811
	管理運営費	544	551	658
	事業費	1,330	1,649	2,153
	その他	0	0	0
	計	4,379	4,622	5,622
収支決算		64	265	393

資料9 津谷キャンプ場 施設修繕状況

年度	修繕内容	金額
R3	シャワー棟給湯管漏水修繕	99,000円
R3	シャワー棟給湯管漏水修繕	129,800円
R8	津谷キャンプ場LED改修工事	957,000円

資料10

○美作市キャンプ場条例

令和2年9月25日

条例第37号

美作市緑地等利用施設設置及び管理に関する条例（平成18年美作市条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 健康的な体力づくりの場として豊かな人づくり、また郷土の資源を活用し、活力と潤いのある地域社会の醸成に寄与するため、美作市キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大芦高原キャンプ場	美作市上山2350番地1
津谷キャンプ場	美作市右手2634番地3

（キャンプ場の管理）

第3条 キャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャンプ場の利用の許可に関する業務
- (2) キャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用期間及び利用時間）

第5条 キャンプ場の利用期間は、4月1日から10月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用期間を変更することができる。

2 キャンプ場の利用時間は、宿泊利用の場合にあっては午前11時から翌日午前11時まで、日帰り利用の場合にあっては午前10時から午後3時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第6条 キャンプ場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

（禁止事項等）

第7条 キャンプ場の施設内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指

資料10

定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売、寄附の募集、宣伝及びこれらに類する行為
- (2) 火災を引き起こすおそれのある行為
- (3) 風致を害する行為及び風紀、秩序を乱し他人に迷惑をかける行為
- (4) 備品等をキャンプ場の施設外へ持ち出す行為

(利用料金)

第8条 利用者は、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者は、その利用に際して自己の責めに帰すべき理由により、キャンプ場の施設等を損傷し、又は物品を忘失し、若しくは損傷したときは、市長の認定する原状に回復し、又は損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の美作市緑地等利用施設設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、本条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第8条関係）

美作市キャンプ場の利用料金の上限

種別	利用料金の上限		摘要
キャンプ場利用料（宿泊）	小人（中学生まで）	1,500円	1人につき
	大人（高校生以上）	2,000円	
キャンプ場利用料（日帰）	小人（中学生まで）	1,000円	1人につき
	大人（高校生以上）	1,500円	
テント貸出料	4人用	3,000円	1組につき
	5人用	3,500円	
	6人用	4,000円	
毛布貸出料		410円	1枚につき
食器貸出料		50円	1器につき
車両入場料		520円	1台につき
電源使用料		520円	1利用につき